

## 東京医科歯科大学大学院医療政策情報学分野にて実施する研究についての開示

- 実施責任者氏名 医療政策情報学分野・教授 伏見 清秀
- 研究題目 診断群分類の精緻化とそれを用いた医療評価の方法論開発に関する研究
- 研究実施場所 東京医科歯科大学医療政策情報学分野研究室等
- 研究の意義と目的：

DPC 包括評価において、DPC 調査データの分析に基づいて平成 22 年度から暫定的に医療機関機能評価係数Ⅱが導入されたが、それらの指標の妥当性の評価とその他の指標に関する検討が必要である。そこで本研究では、1) 診断群分類の精緻化、2) 診断群分類を用いた医療評価の方法論機能評価係数の精緻化、3) 診断群分類を活用するための標準的医療情報システムの確立、の 3 つの検討を行うことで、DPC に基づく包括評価制度の円滑な運営に資するための基礎資料を作成することを目的とする。

- 研究方法：

本研究では厚生労働省の DPC 調査に参加している病院が厚生労働省に提出している連結可能匿名化患者情報（傷病要約、レセプト情報）を、厚生労働省調査とは別に本研究への参加を同意した医療施設と個人情報の守秘義務契約を結んだ上で収集する。データは機密性、安全性の確保されたサーバーに保管する。DPC 調査データは、DPC を用いた医療費支払い制度の対象となる医療機関が、厚労省に提出するデータと同一のもので、患者の年齢、性別、診断名、治療内容、医療費等の情報を含む。本研究では診療録情報等の対象患者の個人情報を用いることは無い。

研究遂行者は、各自の分析に必要なデータを匿名化された状況で切り出し、各研究者の施設内で解析を行う。データは各研究者の施設内に保管し外部への持ち出しを禁止する。なお、この際、各分担研究者は責任者（伏見）と守秘義務契約を結ぶ。

データを用いて診断群分類の精緻化、機能評価係数の決定方法の検討を行う。具体的には厚生労働省の DPC 調査に参加している施設から、DPC 関連データ（様式 1、様式 3、D/E/F ファイル）を収集し、DPC の精緻化、診断群分類を用いた医療評価の方法論と機能評価係数の精緻化、診断群分類を活用するための標準的医療情報システムの確立に関する分析を行う。

- 倫理審査

東京医科歯科大学医学部倫理審査第 M2000-788-01 号承認済み

### ■研究対象者等に公開すべき事項（平成 29 年倫理指針改訂対応事項）

- ①情報の利用目的および利用方法

上記研究目的、研究方法に沿って利用する。他施設の共同研究者も同じ目的、方法に沿ってのみ利用する。

②利用し、又は提供する情報の項目

各医療機関で連結可能匿名化されている厚生労働省の DPC 調査データの項目

③利用するものの範囲

東京医科歯科大学医学部倫理審査第 M2000-788-01 号で承認された共同研究者

④情報の管理について責任を有するものの氏名

東京医科歯科大学医療政策情報学分野 教授 伏見清秀

⑤研究対象者等の情報の利用、提供の停止の求め

研究対象者等から研究対象者が識別される情報の利用、提供の停止を求められたときは、それに応じる

⑥利用、提供停止の申し出先

東京都文京区湯島 1-5-45 東京医科歯科大学医療政策情報学分野 教授 伏見清秀